

秋田市告示第187号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月11日

秋田市長 沼谷 純

1 名称

桜台町内会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 会員の健康増進など保健体育に関すること
- (2) 町内の環境美化・清掃など環境、衛生、生活に関すること
- (3) 町内の防火、防犯、交通安全に関すること
- (4) 会員の文化、教養に関すること
- (5) 回覧板の回付など会員相互の連絡に関すること
- (6) 町内会館の管理、運営に関すること
- (7) その他会員の福祉に関すること

3 区域

本会の区域は、秋田市桜台「一丁目2番1号」から「三丁目22番7号」までの区域とする。

ただし、秋田市桜台「一丁目4番11号」から「一丁目4番27号」を除く。

4 主たる事務所

本会の事務所は、秋田県秋田市桜台二丁目13番2号「株式会社このまち2階会議室」に置く。

5 代表者の氏名および住所

酒 井 真由子

秋田市桜台三丁目18番13号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

令和8年5月11日